

別紙2 被告議員らの言動例一覧表

年月日	行為者 (役職名略)	加 害 意 思 の 徴 表 事 実
平成15年5月14日	被告A11	代表者会議で、c議員が、原告の意見をb議員の意見として発言することがあるかもしれないと発言したことに対して、「代弁は許されないので確認をしておきたい。」と発言した。
平成15年5月26日	被告A5	議会運営委員会で、原告の所属する共産党市議団から被告A10議長に提出された原告の代読による発言を求める「申し入れ書」(以下「申入書」という。)の審議に際して、「代読だけでと言われても議会としてもえらい。」と発言した。
	被告A11	議会運営委員会での申入書についての審議に際して、「『第三者』を認めますと、議員、執行部以外のものが議場で発言することになる。地方自治法では認められないことです。・・・認めたら大変なことになると思う。」、「自分の都合で発言できない場合は放棄してもらわなければならない。」と発言した。
平成15年6月2日	被告A3	議会運営委員会での申入書の審議に際して、「個人の事情で条例を改正する必要はない。」、「病気が完治するまで治療に努力してもらい、他の議会活動でがんばってもらうようお願いする。」と発言した。
	被告A14	議会運営委員会での申入書の審議に際して、委員長として、「肉声に限られるということになるので、一刻も早く直してもらうことが先決」と発言した。
	被告A12	議会運営委員会での申入書の審議に際し、「地方においても例がないということ。しゃべることができないことで活動範囲は狭くなるが、まず、声が出るように努力してもらいたい。申入れは受け入れられない。」と発言した。
	被告A2	議会運営委員会での申入書の審議に際して、「本人の肉声が原則ということで、第三者では問題ですので、申入書は受け入れられない。他の議員活動を一生懸命にさせていただくことで努力してもら

		う。」と発言した。
	被告A11	議会運営委員会でのボードを利用した発言方法の審議に際し、「議会内での発言は口頭によることが権利であり、補足で使うことは認められても全てをそれですることは認められないので、議会としてのけじめとして慣例をきちんと守るべき。」と発言した。
	被告A3	議会運営委員会でのボードを利用した発言方法の審議に際し、「まずは治療に専念してもらうことで、6月議会は別に検討していけば言いと思う。」、「発言の規制はかかっているわけではない。一刻も早く回復してもらうことが先決だ。」と発言した。
	被告A1	議会運営委員会でのボードを利用した発言方法の審議に際し、「ノーマライゼーションのことは少しちがう。」と発言した。
平成15年6月23日	被告A2	議会運営委員会で、「本人の肉声が基本であるということから、代弁は無理」と発言した。
平成15年6月24日	被告A5	議会運営委員会で、「ご本人の考えは変わらないので我々の考えも変わらない。」と発言した。
		c議員が原告の議会運営委員会傍聴を申し入れたのに対し、「原告の話をするのにご本人がいらっしゃるのです。まったくの当事者であるので席を外してもらって議論を進めたほうが良いと思っている。」と発言し、原告が同委員会において代読による発言を求める機会を奪った。
平成15年10月20日	被告A3	議会運営委員会で、ボードを利用する発言方法の審議に際し、「ボードについては大変無理があると思います。この件はすでに議運で会派の話し合った結論が出ておるわけですから、改めてということになると問題である。」、「治療に専念すべきだという意見があったように早く声を取り戻してもらうことに努力して欲しい。」と発言した。
	被告A14	議会運営委員会で、c議員が、再度ボードを利用する発言方法を許可するよう求めたのに対し、「議事録を見ますと、6月23日の議運の中では、各会派の検討結果として、早く声を取り戻す努力をして欲しい、ボード、代弁者についてもだめだという議論がつくされて結論が出ております。早く言葉を取り戻す努力をして欲しいということで、ボードはだめだということになっている。」と発言した。
平成15年11月17日	被告A14	議会運営委員会でのボードを利用する発言方法の審議に際し、ボードを「持ち込んではいけないとい

		うことではなく、言葉で伝えないといけないといっている」と発言した。
平成15年11月25日	被告A11	議会運営委員会でのボードを利用した発言の審議に際し、「議会は言論で決すべきと思う。自分の声でやるべきだと思います。」と発言した。
	被告A10	議会運営委員会でのボードを利用した発言方法の審議に際して、議長として「議運で決まったことをとおしてもらいたい。」と発言した。
	被告A14	議会運営委員会でのボードを利用する発言方法の審議に際し、「委員会へのボードの持込について、議場には持ち込めないものの記載はありますが、委員会にはありません。なければ持ち込んでいいということにはならないと思いますので、私は議場と同じ扱いでよいと思います」と発言した。
平成16年9月6日	被告A14	議会運営委員会での陳情書の取扱いの審議に際して、d委員からの、代読が認められている鎌倉市議会を調査すべきとの提案に対し、「A3委員の提案に戻します。」とこれを無視する発言をした。
平成16年9月21日	被告A11	議会運営委員会での中津川市議会におけるバリアフリーの推進に関する陳情（以下「陳情書」という。）に対する審議に際し、市議会にバリアはなく、障がいのある議員が克服すべきバリアがあるだけという趣旨の発言をした。
	被告A1	議会運営委員会での陳情書に対する審議に際し、音声変換装置付のパソコンを使えるよう自助努力せよとの趣旨の発言をし、「自らの声が出るようにご努力をいただきたい。」と発言した。
	被告A16	議会運営委員会での陳情書に対する審議に際し、「市議会が配慮することは当然であっても、バリアフリーを実現する義務はなく、むしろ、障がい者に努力する義務がある。」との趣旨の発言をした。
	被告A10	議会運営委員会での陳情書に対する審議に際し、議長として「陳情について議論しているからたまたま本人である原告がいるからといって発言させるべきではない。」と発言した。
	被告A14	議会運営委員会での陳情書第1項「心身にいかなる障害があっても、その議員が市議会議員としての職責が果たされるように、市議会における活動を全面的に舗装するよう最大限の配慮を行うことを中津川市議会として確認すること。」についての審議に際し、委員長として、「本人にも最大限の努力をしていただくことを確認いたします。」と発言した。

		<p>同議会運営委員会での陳情書第2項「中津川市議会におけるバリアフリーの推進について現状ではどのような課題や問題点があるのかを具体的に協議され、その改善・解決に努めること。」についての審議に際し、委員長として「非常に広範なことが考えられるので、ケース・バイ・ケース、その都度、前向きに検討していくということ。」と発言して問題を先送りした。</p> <p>同議会運営委員会での陳情書第3項「さしあたって、原告の市議会にける活動をどう保障していくのかについて、然るべき場において協議されること」についての審議に際し、委員長として「原告については、本会議場への音声変換機能付きのパソコンを持ち込むことを認めることで結論付けて、この陳情者の代表のmさんにその旨を回答して、そこから原告に伝わるものだと思います。その結果を受けて原告なり、会派の方から議会に要望などあるかもしれませんが、今日のところはこのようにまとめたい。」と発言した。</p>
平成16年11月9日	被告A11	議会運営委員会での、原告、c議員及びb議員が連名でa議長に提出した要望書（以下「要望書」という。）についての審議に際し、「前回の議運の決定に従ってパソコンで努力していただきたい。」と発言した。
	被告A1	議会運営委員会で、「パソコンによる発言を原告自ら、まず努力してやっていただくということです。」と発言した。
		同議会運営委員会での要望書についての審議に際し、「一般的な障がい者の方におけるバリアフリーと議会人、議員活動における障がい者とは分けて考えるべきで議員というのはやはり制約がある。一般的に言われる障がい者福祉と議員という身分の中での活動の部分は、多少制約があるということを理解しながら議論する必要があると思います。」と発言した。
	被告A14	議会運営委員会での要望書についての審議に際し、委員長として「代読が何故だめか理解できないということであれば、私は、何故パソコンを利用してチャレンジすることができないのか疑問になります。」と発言した。
	被告A12	議会運営委員会での要望書についての審議に際し、「とりあえずパソコンを認めていただいたので、まず一度、挑戦をしていただきたいと思います。」と発言した。

平成16年12月6日	被告A14	本会議で、開催された事実のない11月21日議会運営委員会で、パソコンを使えるよう努力してくださいという形に結論を出したかのような虚偽の報告をした。
平成17年1月17日	被告A14	議会運営委員会で、岐阜県弁護士会の人権擁護委員会から来た調査依頼の文書への対応について議論された際、委員長として、「議会運営委員会で議論して出た結論は、パソコンの音声変換装置で発言してもらおうことが決まりました。これだけの人が集まって決めたことは尊重してもらいたい。自分の言うことが認められないのでけしからんという一点張りである。」と発言した。
平成17年3月10日	被告A14	原告から提出された一般質問の食道発声での発言通告書を受理しなかった。
		議会運営委員会で、「今回の内容では、口頭発言は無理であると判断せざるを得ない。原告の発言通告書については、議長室で議長の方から答申を受けて、今回は発言通告として受け取れないと、許可できないと本人に返した。」と報告した
平成17年8月24日	被告A5	議会運営委員会で、平成17年9月定例会に向けて提出された原告の発言通告書の審議に際して、「しゃべれることを前提に立候補したが当選後病気を理由にやはりしゃべれなかったのは、学歴詐称と同じで辞職すべきだ。」といった趣旨の発言をした。
		議会運営委員会で、岡崎市や蛭川村（現在中津川市に合併）において議員の代読発言の実例が報告されたことに対して、「市議会の問題ではない。」と発言した。
平成17年11月28日	被告A5	議会運営委員会で、岐阜県弁護士会人権擁護委員会からの勧告（以下「弁護士会勧告」という。）への対応を協議した際、c議員が原告を参考人と呼ぶよう求めたことに対して、「障がい者である方を参考人で呼ぶことについては、申し合わせルールを決めていない。」と発言し、原告が同委員会において代読による発言を求める機会を奪った。
平成17年11月30日	被告A5	議会運営委員会で、原告からの発言通告書の取り扱いを審議した際、「ルールはこれしかない、このルールしかないのであるから、今ある方法に従ってもらわなければならない。」と発言した。
	被告A1	議会運営委員会で、原告からの発言通告書の取り扱いを審議した際、「一般質問は音声変換装置、再質問は代読という方法でやってもらうのが良い。」との趣旨の発言した。

		議会運営委員会で、原告からの発言通告書の取り扱いを審議した際、「その方法に従ってやっていたら結構ですが、そうでなければだめですと、これから原告に確認いたします。委員長としてまとめさせていただきます。」と発言した。
平成18年3月3日	被告A10	議会運営委員会で、原告が提出した平成18年3月定例会に向けた食道発声による発言通告書の取り扱いを審議した際、「議運で決めた（音声変換装置を使う）ルール通りにやってもらう。」と発言した。
		原告の提出した発言通告書を受理しなかった。
平成18年12月1日	被告A5	12月定例会の本会議で、市議会議員の発言保障に関する決議案の審議に際して、「代読は補助具を使用しないのでバリアフリーに逆行する。」と発言した。